

沖縄県認知症希望大使設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）」が掲げる「認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会」を実現するため、認知症の人が自らの認知症にかかる経験等を共有する役割を担う「沖縄県認知症希望大使」（以下「希望大使」という。）の設置及び活動について、必要な事項を定めるものとする。

(定員等)

第2条 定員は特に定めない。希望大使として、人格、意欲等から適任と認める者について、知事が委嘱するものとする。

(任期)

第3条 希望大使の任期は2年とし、任期途中の退任及び任期満了後の再任は妨げないものとする。

(要件)

第4条 希望大使は次の要件を満たすものとする。

- (1) 沖縄県内在住であること。
- (2) 認知症の診断を受けていること。
- (3) 認知症の普及啓発に意欲があり、本人発信の趣旨や活動内容を理解して連携・協力ができること。
- (4) 氏名・年代・所在市町村名・病名・略歴・顔写真を原則公表できること（公表できない理由がある場合はその限りではない。）。

(活動内容)

第5条 委嘱を受けた希望大使は、本人の希望や体調にあわせ、以下の活動を行うものとする。

- (1) 県が実施する認知症の普及啓発活動への参加・協力
- (2) 県が実施する医療・介護人材の養成研修への協力
- (3) 認知症サポーター養成講座の講師であるキャラバン・メイトへの協力
- (4) 認知症に関する会議等への参加
- (5) その他知事が必要と認める活動

(事務)

第6条 希望大使に関して必要な事務は、沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課で行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、希望大使に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月12日から施行する。